

日本学生支援機構奨学金 平成 30 年 7 月豪雨に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する 緊急採用(第一種)および応急採用(第二種)について

平成 30 年 7 月豪雨による災害に遭われた世帯の学生で、これから奨学金【緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)】の貸与を希望する方は、所定用紙を配布しますので学生課窓口まで申し出てください。

◆災害救助法の適用地域 (第 18 報時点)

- 【高知県】安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡大月町、幡多郡三原村
- 【鳥取県】鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町
- 【広島県】広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、三次市、庄原市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
- 【岡山県】岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、玉野市、津山市、美作市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、小田郡矢掛町、加賀郡吉備中央町、英田郡西粟倉村、和気郡和気町
- 【京都府】福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町
- 【兵庫県】豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、姫路市、西脇市、丹波市、養父市、たつの市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町、多可郡多可町、佐用郡佐用町、神崎郡市川町、神崎郡神河町
- 【愛媛県】宇和島市、大洲市、西予市、八幡浜市、今治市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町
- 【岐阜県】高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巢市、群上市、下呂市、岐阜市、美濃市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村、加茂郡富加町、加茂郡川辺町
- 【福岡県】飯塚市、久留米市
- 【島根県】江津市、邑智郡川本町
- 【山口県】岩国市

◆対象

- * 上記地域で災害に遭った世帯の学生
- * 上記以外の近隣の地域で同等の災害に遭った世帯の学生
- * 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

◆貸与始期および貸与終期

- * 緊急採用(第一種奨学金:無利子):
平成 30 年 7 月以降で申込者が希望する月から平成 31 年 3 月まで。
ただし、「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(平成 32 年 3 月)まで貸与継続可能
- * 応急採用(第二種奨学金:有利子):
平成 30 年 4 月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。

◆貸与月額

* 2018 年度版『奨学金ガイド』10 ページ参照。

『奨学金ガイド』は学生課窓口にて配布、

または学生部 Web サイト (<https://www.meijigakuin.ac.jp/gakusei/>) 参照。

◆提出書類

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙(今年度提出済の場合は不要)
- (2) スカラネット入力用紙(所定用紙)
- (3) 確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 父母の収入に関する証明書類
(最新年分の源泉徴収票または確定申告書【第一表・第二表・収支内訳書】の写し等)
- (5) 罹災(被災)証明書(市町村発行)※証明書が発行されない場合は、学生課窓口まで
ご相談ください。
- (6) 出身高校の調査書(1 年次生のみ、評定平均値が記載されているもの。)

2018 年 9 月 3 日 明治学院大学 学生部